

[事案 25-164] 給付割合変更請求

・平成 26 年 2 月 12 日 不受理決定

<事案の概要>

厚生年金基金保険契約における資産運用委託先 5 社のうちの 1 社について、保険料払込割合（掛金払込割合）を 0%へ、給付負担割合を 100%へそれぞれ変更することを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 4 号・9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

(1) 厚生年金基金保険契約協定書によれば、協議内容の変更には、申立人と保険会社との間の協議による合意の成立が必要とされており、保険料払込割合と給付負担割合の変更は協議内容の変更に該当する。そうすると、本件申立ては、「保険会社が給付負担割合の変更に応じないので、保険会社との間の話し合い（協議）を斡旋・調停してほしい」という趣旨であると判断される。

しかし、裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、協議の斡旋・調停を目的とする機関ではない。したがって、当審査会での裁定手続にはなじまず、「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないと認められるとき」に該当する。

(2) 給付負担割合の変更の申し入れに応じるかどうかは、保険会社の経営方針に関する事項であるうえ、厚生年金基金と保険会社との間では、知識情報力と交渉能力の格差は認められない。当審査会は、そのような事項について、知識情報力と交渉能力の格差が認められない当事者間における単なる話し合い（協議）を斡旋・調停することを目的としていない。